平成１７年１０月１８日

中央教育審議会答申案に対する意見について

地方六団体代表委員
岡山県知事　石 井 正 弘
高 松 市 長　増 田 昌 三
添 田 町 長　山 本 文 男

我々地方六団体の代表委員３名は、前回の特別部会で示された答申素案に対して、これまで主張してきた意見を踏まえ、書面を提示してその修正を強く求めたところであるが、本日示された答申（案）においては、義務教育費国庫負担制度の堅持を主張する委員の意見は積極的に採り上げ、我々の意見は、主要な点がほとんど採用されず、また、採り上げた場合であっても必ず反論が付されるなど、我々の意見は全く反映されていない。極めて不公正である。

これまでも強く主張してきたことであるが、中央教育審議会義務教育特別部会の審議においては、地方の意見を真摯に受け止めるとともに、地方六団体の提案については十分尊重されることが必要である。

したがって、前回１０月１２日の特別部会で我々が書面で提示した修正意見について再度その内容に従った修正を求めるとともに、その中で、特に重要と判断するものを下記に示すので、その点については必ず修正されたい。

なお、今回示す意見は、昨日夕刻に届いた「新しい時代の義務教育を創造する（答申）（案）」のページに従って提示する。

記

【特に重要と判断する修正意見】

○　６ページの枠囲み内の記述について

「義務教育の中心的な担い手は、学校である。」に続いて、次の文章を挿入すべきである。

「義務教育について、今後求められる分権改革の重点は、まず何よりも国から地方へ、次に都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲である。」

（修正理由）

今後求められる分権改革の重点は、都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲に限るものではなく、他の重要な事項も明記すべき。

※同じ６ページの一つ目の○の「義務教育について、今後求められる分権改革の重点は、都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲である。」も「義務教育について、今後求められる分権改革の重点は、まず何よりも国から地方へ、次に都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲である。」に修正すべきである。

※３０ページの４つ目の○の同様の記述も同じく修正すべきである。

○　８ページの枠囲み内の記述について

上から３行目「…現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求めたい。」を

「…現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきであり、その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求める意見が多かった。

**　これに対して、地方六団体からは、地方分権推進の立場から、義務教育費国庫負担金の全額を地方税等の一般財源とすべき、総額裁量制は、国に権限と財源を残す点で、地方の自由度・裁量性を高めるという地方分権改革の趣旨にそぐわないという強い意見が出されている。」**

に修正すべきである。

（修正理由）

　この点は今回の審議に当たり最も重要なポイントであり、地方六団体が強く主張していた意見として明記すべき。

　特に審議事項の「費用負担についての地方案」に係る主張であり、明記すべきである。

※９ページの上から４つ目の○の３行目からの記述も同様に修正すべきである。

※４２ページの上から４つ目の○の３行目からの記述も同様に修正すべきである。

○　８ページの枠囲み内の記述について

上から８行目「公立学校施設の整備についても、地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障する必要がある。特に、子どもの生命の安全を守るため、耐震化は国が責任を持って推進すべきである。」を

「　公立学校施設の整備についても、地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障する必要があり、特に、子どもの生命の安全を守るため、耐震化は国が責任を持って推進すべきとの意見が多かった。

**　これに対して、地方六団体からは、公立学校施設整備に係る国庫補助負担金について、事業採択時期が、地方自治体の事業計画に合わない、全国で画一的な補助基準であるため、住民ニーズに十分応えられない、地方の超過負担が大きい、補助金待ちが生じているなど、地方の円滑な施設整備の実施に障害が生じており、地方が地域の実態に即して自主的、計画的に整備できるよう、税源移譲を行う必要があるとの強い意見があった。」**
と修正すべきである。

（修正理由）
　地方六団体として審議の中で強く主張していた意見は明記すべき。

※９ページ最終行から１０ページ１行目についても同様に修正すべきである。

○　８ページ３つ目の○の２段落目の「中央教育審議会は、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の下で、地方の意見を真摯に受け止め、費用負担についての地方案を活かす方策について審議を行った。」とする記述があるが、費用負担についての地方案を活かす方策は、全く示されておらず、地方の意見を真摯に受け止めたとは言えないため、この記述は誤りであり削除すべきである。

○　９ページ５つ目の○の「中学校に係る国庫負担金を対象から外すという考え方については、同じ義務教育である小学校と中学校の教職員の取扱いを分けることになり、合理性がなく、適当ではない。」について、
地方六団体は、小学校分と中学校分を併せて義務教育費国庫負担金全額を地方税等の一般財源化することを提案しているのであって、中学校分については、政府から要請された平成１８年度までの経過的な対応であり、この文章は削除すべきである。

※４２ページの上から５つ目の○の記述も同様に修正すべきである。

○　１０ページの１つ目の○について、
「地方六団体が目指す教育の地方分権についての提案は、本答申を貫く一つの理念として十分尊重されている。」及び「それは、学校とその設置者である市区町村の裁量権限と自由度の拡大を進めることにより実現されるものであり、義務教育費国庫負担金や公立学校施設整備費負担金等を通じ国がその財源を担保することが重要であると考える。」は、地方六団体としてはそのように認識していないので、削除すべきである。

（削除理由）

この答申（案）の記述にあるように、検討は「義務教育制度の根幹の維持と国の責任の堅持」という優先すべき理念の中で行われる必要があるとして、義務教育費国庫負担制度の堅持を前提にまとめられていることからすれば、「地方六団体…の提案は、…本答申を貫く一つの理念として十分尊重されている。」とは到底このように記述できるものではない。地方六団体が目指す教育の地方分権についての提案は、義務教育費国庫負担金等を一般財源化することにより権限・財源面において自主的・自立的な教育を展開することを目指している。

※４３ページの上から２つ目の○の記述も同様に修正すべきである。

○　２７ページの「(２)教育委員会制度の見直し」に関しては、前回提出した答申素案に対する意見において求めた修正が一切受け入れられていない。
具体の修文案については、前回提出したとおりであるが、「ア　教育委員会の設置の在り方」については、教育委員会設置の選択制も認めるべきであり、結論において教育委員会設置の選択制を否定する表現を改めること、また、２９ページの「ウ　首長と教育委員会の権限分担の弾力化」に関しては、文化財保護や社会教育を含めて、文化、スポーツ、生涯学習支援については、総合行政の中で首長主導で、その責任の下に行うことを原則とすべきであるとの意見を活かした表現に修正すべきである。

○　３１ページの上から１つ目の○の９行目「…義務教育費国庫負担制度に基づく確実な財源保障の下で、学習指導要領や義務標準法などの基準・法令を地方の自由度を高める方向で見直すことが必要である。」に続いて、次の文章を追加する。
「　これに対して、地方の主体性により義務教育の質の向上を図るためには、義務教育費国庫負担制度を廃止し、税源移譲を行うことにより、財政面における地方の自由度を高めるとともに、学習指導要領や義務標準法などの基準・法令を地方の自由度を高める方向で見直すことが必要であるとの強い意見があった。」

（修正理由）

地方六団体として審議の中で強く主張していた意見は明記すべき。

○　３３ページの最後の３行において、「いわゆる教職員定数の加配定数」の記述が加えられたが、前回提出した修正意見では、特に加配については算出基準が極めて不透明であることから、これを客観的な基準にする必要があるとの強い意見があるということであり、その趣旨に沿って修正すべきである。

（修正理由）
　地方六団体として審議の中で強く主張していた意見は明記すべき。

○　３８ページの上から３つ目の○の記述に関して
中央教育審議会での検討が、「義務教育制度の根幹の維持と国の責任の堅持」という優先すべき理念の中で行われる必要があるとして、義務教育費国庫負担制度の堅持を前提にしており、このような検討の仕方は、公平・公正な審議会運営上、非常に問題である。

○　３８ページの「ウ義務教育費国庫負担制度の検討に関する３つの観点からの議論の概要」において、義務教育費国庫負担制度が最も確実な財源保障制度、財源確保の確実性・予見可能性が高いとする記述があるが、これに対しては、国の予算の４０％以上が国債という借金でしか組めない状況にあること、これまで国の財政再建という名の下、地方への負担転嫁という形で、文部科学省自らが昭和６０年度以降一般財源化を行ってきたことから、国庫負担といえども安心できるものではないことを主張しており、前回提出した修正意見のとおり修正すべきである。

（修正理由）
　地方六団体として審議の中で強く主張していた意見は明記すべき。